

(お知らせ)

2026 年 8 月 25 日
四国電力株式会社

2026 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害により被災された お客さまに対する電気料金等の特別措置について

2026 年 7 月 17 日から 18 日にかけての大雨に伴う災害により被災されたお客さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

本年 8 月 20 日、本災害に災害救助法の適用が決定されたことから、当社は、本災害により被害に遭われたお客さまからお申し出があった場合には、電気料金等について特別措置を講じることといたしましたので、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

1. 対象地域

栃木県 足利市

2. お客さまへの特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日^{※1}の延長

お客さまの 2026 年 6 月分(支払期日が 2026 年 7 月 17 日以降となるものに限ります。)、7 月分、8 月分および 9 月分の電気料金の支払期日を各々 1 カ月延長いたします。

なお、お申し込みいただいた時点で、すでに支払期日を超過している場合は、遡っての適用はいたしません。

(2) 不使用月の電気料金の免除

お客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの災害発生日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 カ月間、電気料金は申し受けません。

なお、被災日以降、電気のご使用を確認した日以降は、電気料金の免除の対象外とさせていただきます。

(3) 工事費負担金等^{※2}の免除

お客さまが被災された需要場所において、2027 年 1 月末日までに一定の条件を満たす申込み^{※3}をされた場合は、工事費負担金等は申し受けません。

(4) 使用不能設備に対する基本料金の免除

災害によりお客さまの電気設備が使用不能となった場合、2027 年 1 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(5) 不使用日の料金割引

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない期間のうち、2027年1月末日までの間において、「(2) 不使用月の電気料金の免除」が適用されない期間については、一般送配電事業者等の託送供給等約款に定める「災害救助法が適用された場合等の特別措置」にもとづく割引（不使用日1日につき託送料金の基本料金を4%割引）と同額を電気料金から割引いたします。

(注) ※1：支払期日とは、請求日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2：工事費負担金等は、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用であり、工事費負担金、臨時工事費、諸工料をいいます。

※3：被災時から引き続き全く電気をご使用されないで需給契約を廃止された後の新規申込み（被災時の契約容量等を超えない場合に限り）、再建等のための臨時申込み、再建等のための引込線等の取付位置変更の申込み（被災時の供給方法と同一である場合に限り）を指します。また、再建等のための引込線等の取付位置変更の場合は、原則として初回に限り。

3. 特別措置のお申込み・お問い合わせ先

特別措置については、2027年2月末日までにお申込みください。

なお、特別措置の適用にあたっては、原則として、罹災証明書等のご提出が必要になります。

カスタマーセンター	0120-410-761
-----------	--------------

〔お電話の受付時間〕 月曜日～金曜日 9:00～17:00 ※祝日・年末年始(12/29～1/3)を除きます。

以 上